

4. マイナポータル



マイナポータルとは

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

令和2年1月20日より、新たに、
法人設立ワンストップサービスを
開始！

令和元年10月より、新たに、
iPhoneでの利用も可能に！

A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索
や、オンライン申請（子育てワン
ストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの
個人情報を検索して確認する
ことができます。

C お知らせ

行政機関等から配信される
お知らせを受信することが
できます。



情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報
をやりとり（照会・提供）した
履歴を、確認することができます。

もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、
マイナポータルと一体的に使える
ようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民
間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせから
ネットバンキング（ペイジー）や
クレジットカードでの公金決済が
できます。

マイナポータルの「ぴったりサービス」について

政府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」では、子育てをはじめとする様々な手続きが電子申請可能。

- ・ H29. 7 ～ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10～ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを自治体に公開。一部自治体で実施。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを自治体公開。一部自治体で実施。
- ・ 今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。

- ※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R元. 12月末時点で1,556団体（人口割合98%）が対応）。
- ※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、R元. 12月末時点で935団体（人口割合74%）が対応し、電子申請が可能。

<「ぴったりサービス」の画面イメージ>



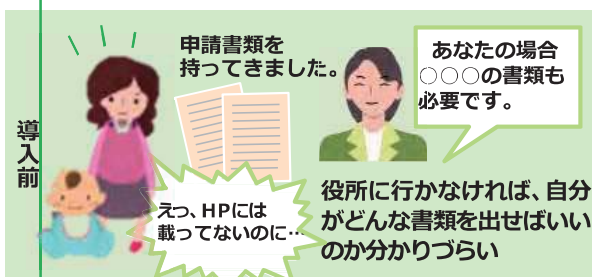
子育てワンストップサービス(マイナポータルの「ぴったりサービス」)

- ・ H29.7.18からサービス検索を開始（まずは子育て関連サービスから）。
- ・ H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。
利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- ・ プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。

1

サービス検索

手続に必要な書類を確認



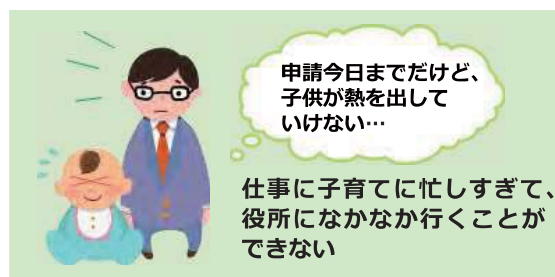
住民 確認したいサービスを簡単に検索できる

自治体 窓口で受け付ける作業負担を減らすことができる

2

簡単オンライン申請

自宅のパソコン等からオンライン申請



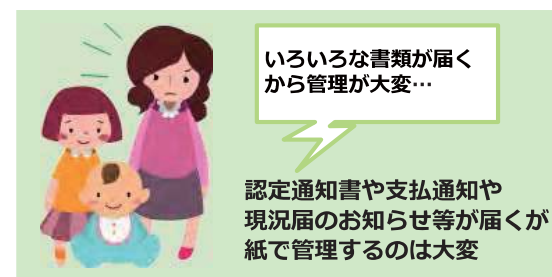
住民 いつでもオンライン申請ができる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ入力する作業負担を減らすことができる

3

プッシュ型お知らせ

自治体からプッシュ型でお知らせ



住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

子育てワンストップサービス電子申請対象手続

区分	子育てワンストップサービスで提供する手続名称
児童手当	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求
	児童手当の額の改定の請求及び届出
	氏名変更／住所変更等の届出
	受給事由消滅の届出
	未支払の児童手当の請求
	児童手当に係る寄附の申出
	児童手当に係る寄附変更等の申出
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
	児童手当の現況届
保育	支給認定申請書
	保育施設等利用申込書
	保育施設等の現況届
ひとり親支援	児童扶養手当の現況届の事前送信
母子保健	妊娠の届出

子育てワンストップサービスの対応状況

・インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能）

（R元.12.31時点）

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	1,556団体(98.4%)			
	1,546団体 (98.1%)	1,504団体 (94.9%)	1,465団体 (93.9%)	1,483団体 (94.0%)

・電子申請が可能

（R元.12.31時点）

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	実施済：935団体（73.9%）			
	～R2年3月末：962団体（75.0%）（予定）			
	R2年4月以降～：1,319団体（91.1%）（予定）			
実施済	890団体 (71.4%)	571団体 (39.8%)	317団体 (21.0%)	597団体 (38.0%)

※ 「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの。

※ 各自治体の対応状況は、子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)トップページにて確認が可能。

介護ワンストップサービスについて

- 介護保険に係る手続は、本人（又は代理人）が、市区町村の窓口へ赴き申請を行う必要。介護ワンストップサービスを活用することで、申請者は市町村等に赴かなくても電子申請を行うことが可能となり、申請に要する時間を短縮できる。

対象手続

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① 要介護・要支援の認定申請（新規・更新・区分変更） | ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請 |
| ② 居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 | ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 |
| ③ 負担割合証の再交付申請 | ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 |
| ④ 被保険者証の再交付申請 | ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 |
| | ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請 |

ケアマネによる 手続イメージ

これまで



紙で申請書作成

時間をかけて窓口へ赴き
申請書を提出



市区町村

これから



電子で申請書作成



市区町村

被災者支援ワンストップサービスについて

目的・効果

○ マイナポータル（ぴったりサービス）により、各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を目的とする。

【被災者のメリット】

- ・ 発災時：市町村窓口に並ばなくて済む（遠隔地からオンライン申請等が可能）
- ・ 通常時：被災者支援制度に関する情報収集ができる など

【行政のメリット】

- ・ 発災時：住民を窓口で待たせなくて済む（遠隔地からオンライン申請等が可能）
- ・ 通常時：被災者支援制度に関する情報を提供できる など

対象手続

区分	被災者支援ワンストップサービスで提供する手続名称
災害対策基本法	罹災証明書の発行申請
災害救助法	応急仮設住宅の入居申請
	応急修理の実施申請
	障害物除去の実施申請
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害弔慰金の支給申請
	災害障害見舞金の支給申請
	災害援護資金の貸付申請

マイナポータル・ぴったりサービスの積極的な活用事例

新潟県三条市 ぴったりサービス利用拡大（平成30年4月～）様々な分野でオンライン申請を可能に！



No	国が指定する手続名	電子署名
1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	○
2	児童手当の額の改定の請求及び届出	○
3	氏名変更／住所変更等の届出	○
4	受給事由消滅の届出	○
5	未支払の児童手当等の請求	○
6	児童手当等に係る寄付の申出	○
7	児童手当等に係る寄付変更等の申出	○
8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	○
9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	○
10	児童手当等の現況届	○
11	支給認定の申請	○
12	保育施設等の利用申込	○
13	保育施設等の現況届	○
14	児童扶養手当の現況届	○
15	妊娠の届出	○

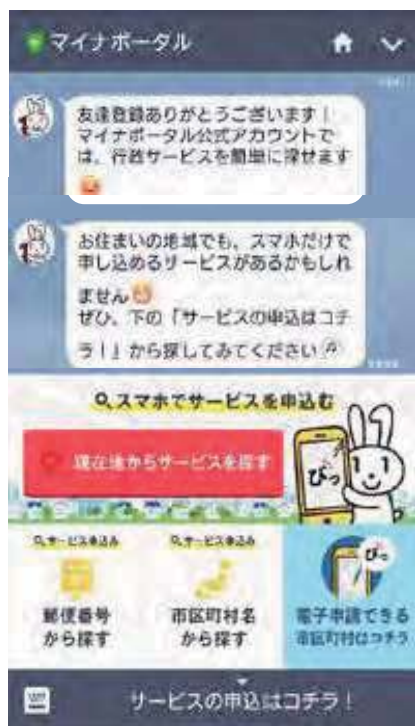
No	三条市が追加する手続名	電子署名
1	児童クラブ入会申請	○
2	児童クラブ利用料減免申請	○
3	児童クラブ退会届	○
4	子ども医療費受給者証交付申請書	○
5	子ども医療費受給者証再交付申請書	○
6	妊産婦医療費受給資格登録申請書	○
7	妊産婦医療費受給者証再交付申請書	○
8	情報公開請求書	-
9	市長へのたより	-
10	図書館問い合わせフォーム	-
11	図書リクエストフォーム	-
12	出張トーク申込書	-
13	選挙 期日前投票所 投票立会人申込み	-
14	三条市元旦マラソン大会参加申込み	-
15	学校開放登録手続き	-
16	健康診査等受診意向調査	-
17	職目採用試験受験申込	-
18	国民年金被保険者資格取得届（任意加入は除く）	○
19	国民年金被保険者資格喪失届（任意加入は除く）	○

引用：<http://www.city.sanjo.niigata.jp/joho/page00058.html>

LINEとぴったりサービスの連携イメージ

マイナポータルのLINE公式アカウントとお友だち登録した後、子育てや介護に関する行政サービスを検索して、ぴったりサービスでマイナンバーカードを用いて電子申請が行えます。 ※氏名等はぴったりサービスで入力するため、LINEには入力しません。

①市区町村を選択

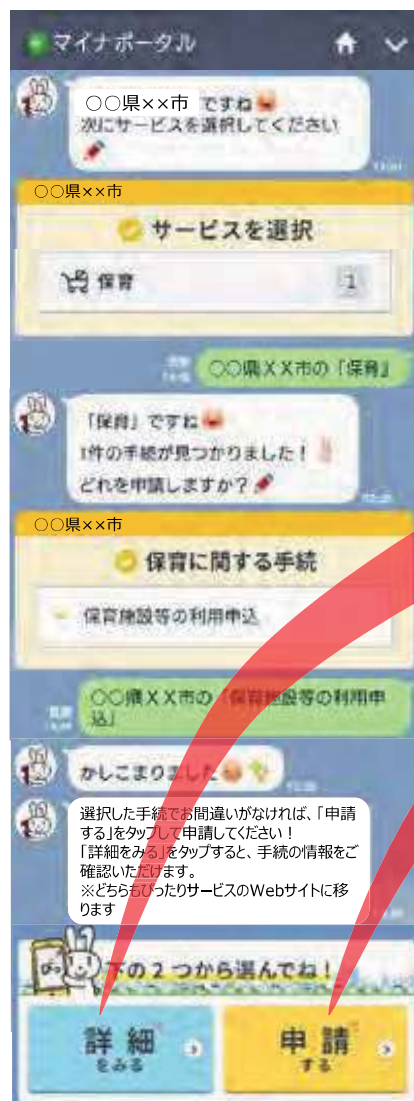


はじめに、現在地・郵便番号・市区町村名から申請する市区町村を探します！

次に、申請するサービス・手続を探します！

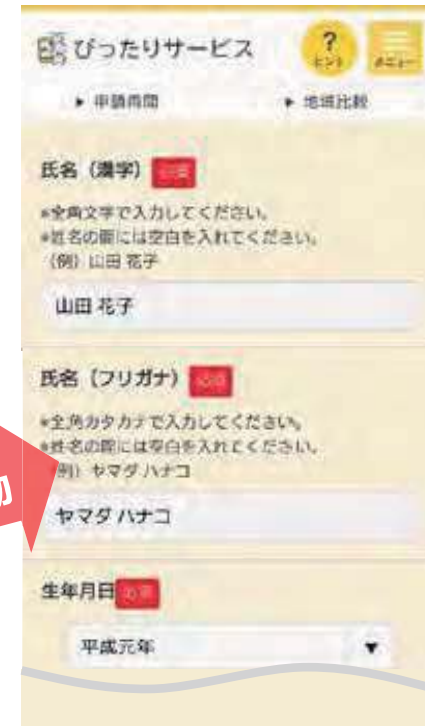
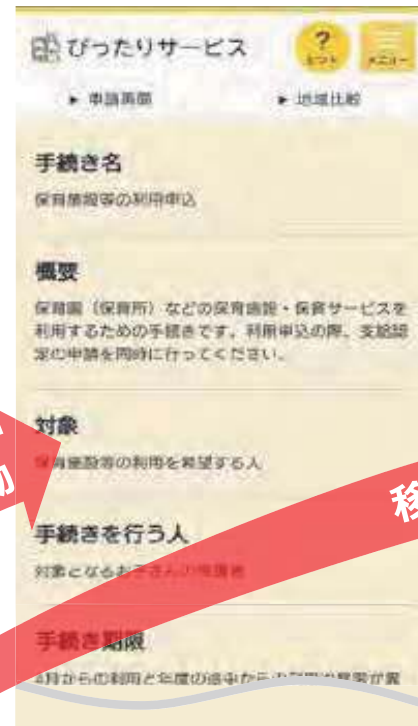
※実際の画面とは一部、異なります。

②サービス・手続を選択



選択した手続がお間違いがなければ、「申請する」をタップして申請してください！
「詳細をみる」をタップすると、手続の情報をご確認いただけます。
※どちらもぴったりサービスのWebサイトに移行します

③ぴったりサービスで確認・申請



LINEからぴったりサービスへ移動します！

- ✓ ぴったりサービスでサービス検索ができる市区町村では、
[検索] ボタンから手続の詳細が確認できます！
- ✓ さらに、ぴったりサービスで電子申請ができる市区町村では、
[申請] ボタンから電子申請もできます！

mydaizとぴったりサービスとの連携イメージ

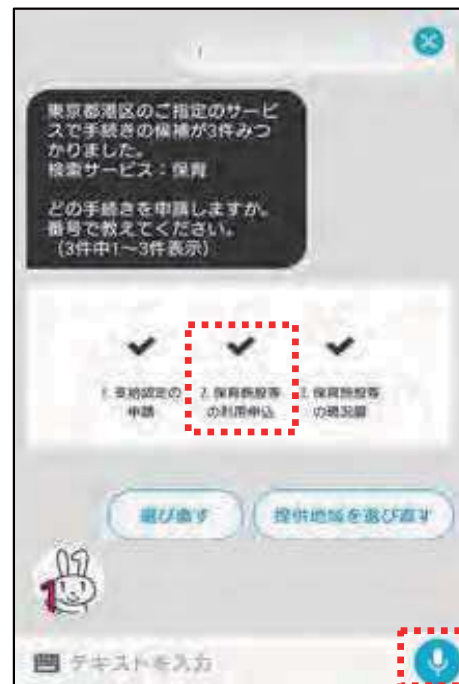
AIエージェントサービス「mydaiz」(※)の、①アプリをインストールし、②マイナポータルをメンバー登録することで、③子育てをはじめとする行政サービスの検索が可能となります。
また、発話での検索や、利用者が任意で登録するお住まいの地域情報を利用し、市区町村の選択を省略した、らくらく検索も可能です。

(※) 株式会社NTTドコモが提供するスマートフォン用アプリケーション。ドコモユーザ以外も利用可能。

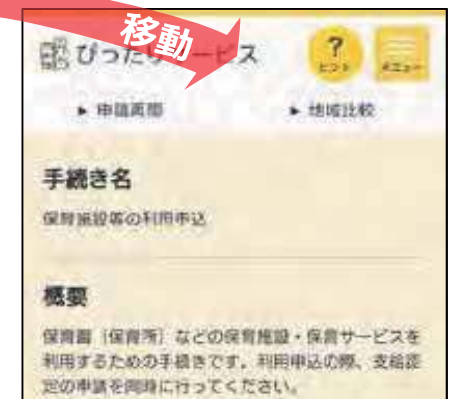
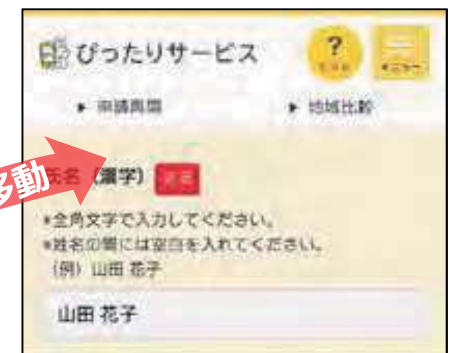
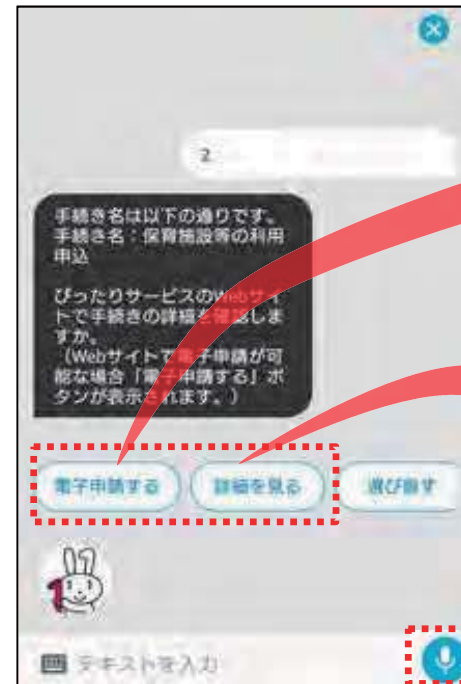
①サービスを検索



②手続を選択

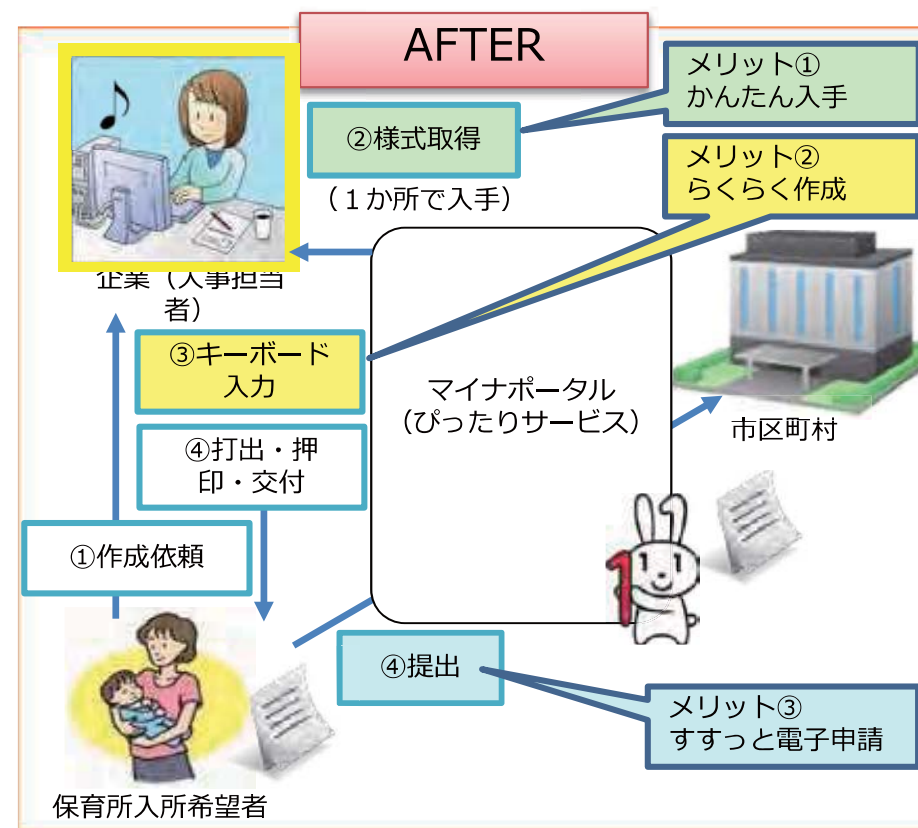
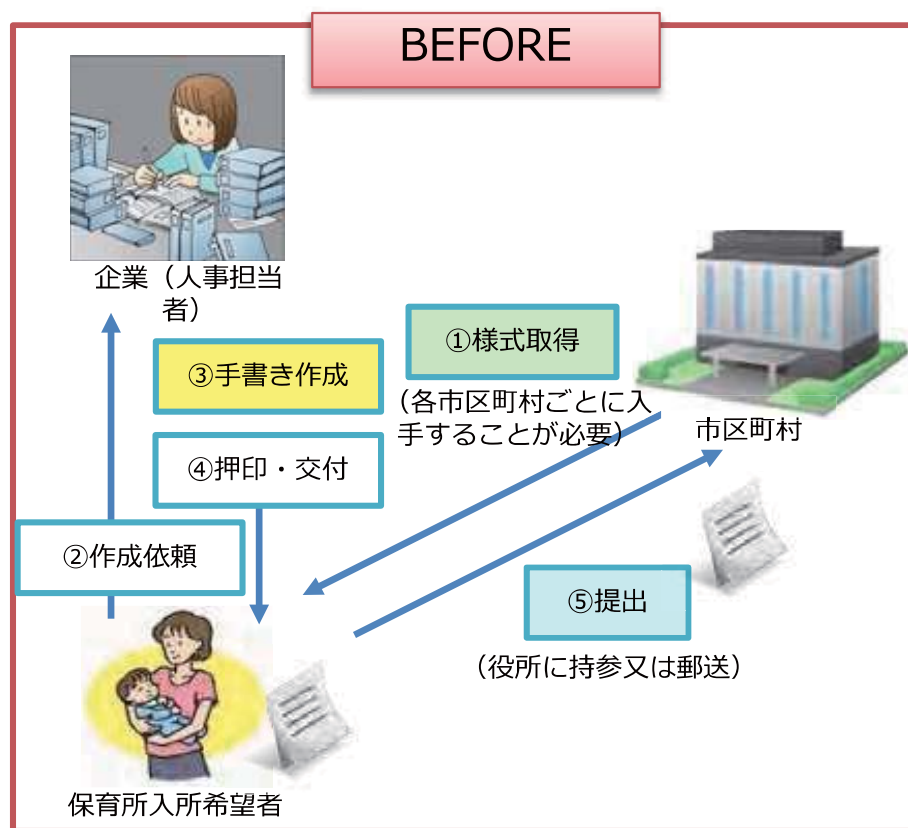


③ぴったりサービスに移動し確認・電子申請



マイナポータルを活用した就労証明書の作成

- 「就労証明書」とは、「就労（働いていること）の事実」を証明する書類。企業で働いている方の就労証明書は、企業（の人事担当者）が、作成する。市区町村に対し、認可保育所等の入所を申し込む際に、添付が必要となる。
- 平成30年10月1日に、マイナポータル（ぴったりサービス）において、「就労証明書作成コーナー」を開設。
- 「就労証明書作成コーナー」は、①就労証明書の様式が「かんたん入手」できる、②就労証明書を手書きでなくキーボード入力で「らくらく作成」できる、③役所に赴くことなく「すずっと電子申請」できるというメリットがある。



マイナポータルからもっとつながる

【 認証連携（ シングルサインオン ） 】（ ※ ）



サービスメニュー

メッセージボックス機能の活用方法はこちら

お知らせ

確定申告書の提出方法はこちら

確定申告書の提出方法はこちら

○確定申告書データ作成

⇒ 税務署に出向かず、自宅等のパソコンから申告書を送信可能

⇒ 添付書類の省略や自動計算機能等の利用が可能。早期の還付金受領等のメリット



ねんきんネット

○年金情報の確認

- ・自身の年金記録
- ・将来の年金見込額
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧

※ 平成31年1月より、「電波利用電子申請・届出システム」との認証連携も開始。

【 民間送達サービスとのお知らせ連携 】



MyPost

○自治体や企業からのレターの受取

⇒ 普通のメールでは受け取れない重要な書類も受取可能(※)

(※) 予め、限定受取郵便による確認できた方だけに、自治体・企業から送るため



e-私書箱

ONRI人事給与

- ・就労証明/源泉徴収票等取得・照会可能

(将来的に)

- ・証券会社の投資家向け株式関連帳票の受取
- ・生命保険会社の保険料控除帳票の受取

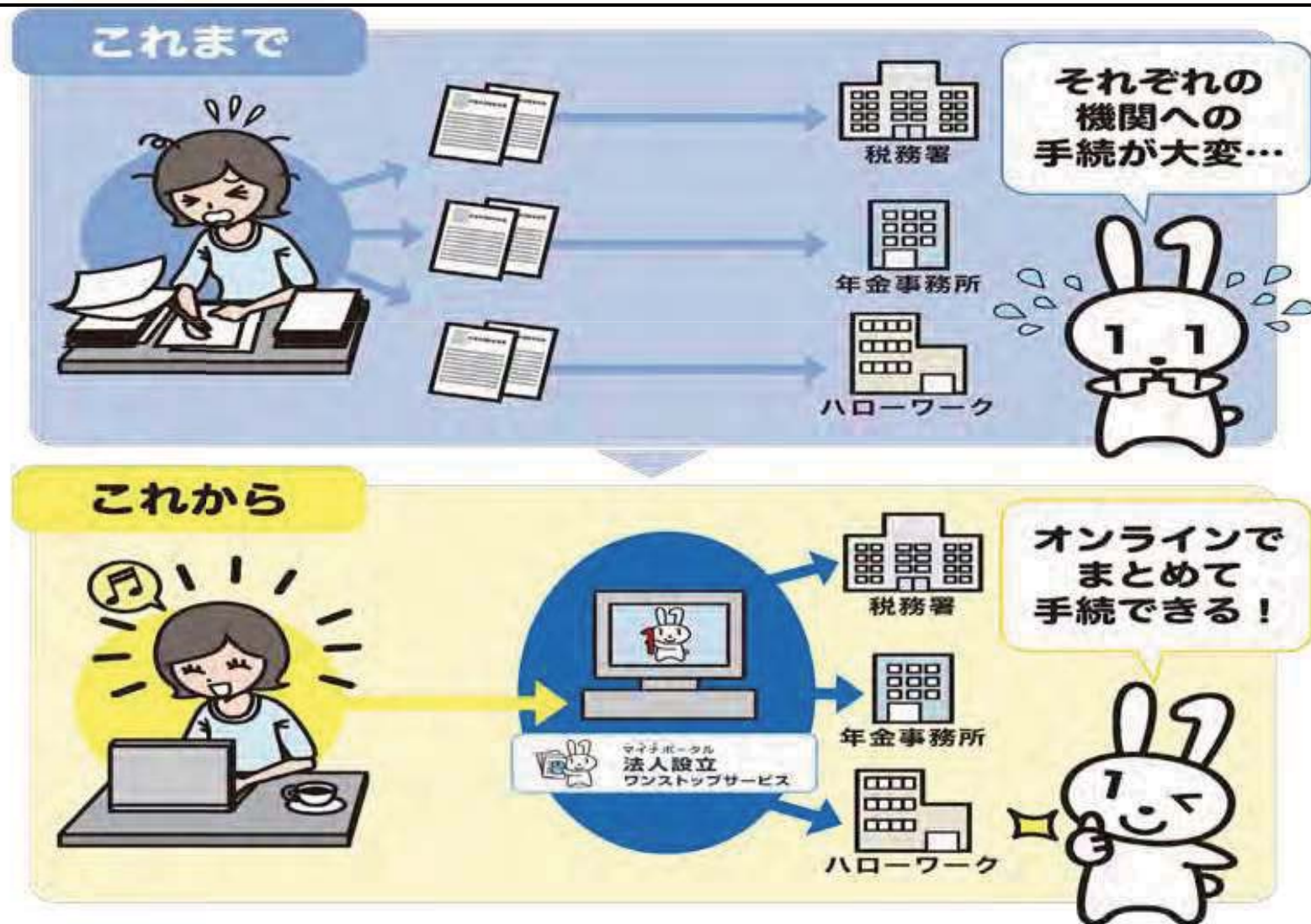
マイナポータルにおける「法人設立ワンストップサービス」の提供開始について

○ マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。

○ 1月20日より、新たに、「法人設立ワンストップサービス」を開始。オンラインでまとめて手続きが可能に。

※ まずは、法人設立登記後の手続きが、2021年2月(目途)からは、法人設立登記も含めた全ての手続きが、ワンストップで可能に。

※ 設立登記後の手続きで何度も提出が求められる、登記事項証明書の添付も不要となる(予定)。



「法人設立ワンストップサービス」のメリット・対象手続

メリット

**オンラインで
できる！**
来庁不要

**ワンストップで
できる！**
複数回の手続不要

**いつでも
できる！**
24時間 365日
手続可能

登記※1 国税 地方税 年金 雇用保険 労働保険 健康保険※2

に関する届出が1度にできる！！

※1 2021年2月対応予定

※2 順次、拡大予定



対象手続

項番	対象省庁・団体	手続名	項番	対象省庁・団体	手続名
1	法務省	定款認証の嘱託※3	16	国税庁	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書
2		設立登記申請書※3	17		事前確定届出給与に関する届出書（付表1）
3	国税庁	法人設立届出書	18		事前確定届出給与に関する届出書（付表2）
4		給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	19		事前確定届出給与に関する届出書（付表1・付表2）
5		消費税の新設法人に該当する旨の届出書	20	都道府県 ／市区町村	法人設立・設置届出書（都道府県）
6		青色申告の承認申請書	21		法人設立・設置届出書（市区町村）
7		棚卸資産の評価方法の届出書	22		申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書
8		減価償却資産の償却方法の届出書	23		事業所等新設申告書
9		有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	24	厚生労働省（年金局）	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
10		申告期限の延長の特例の申請書	25	厚生労働省 （徴収業務室）	労働保険保険関係成立（継続）
11		消費税課税事業者選択届出書	26		労働保険保険関係成立（継続）（労働基準監督署用）
12		消費税簡易課税制度選択届出書	27		労働保険保険関係成立（継続）（公共職業安定所用）
13		消費税課税期間特例選択・変更届出書	28	厚生労働省 （職業安定局）	雇用保険適用事業所設置届
14		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	29		雇用保険被保険者資格取得届
15		電子申告・納税等開始届出書			

※3 2021年2月対応予定

法人設立で必要となる手続とワンストップサービスの提供範囲の関係

法人設立の流れ

法人設立の準備

- ・法人の基本情報の決定
- ・定款の作成

定款認証・設立登記手続

- ＜公証役場＞
 - ・定款の認証
- ＜法務局＞
 - ・設立登記申請
 - ・登記事項情報の連携
- ＜国税庁＞
 - ・法人番号の取得

2020年1月サービス開始

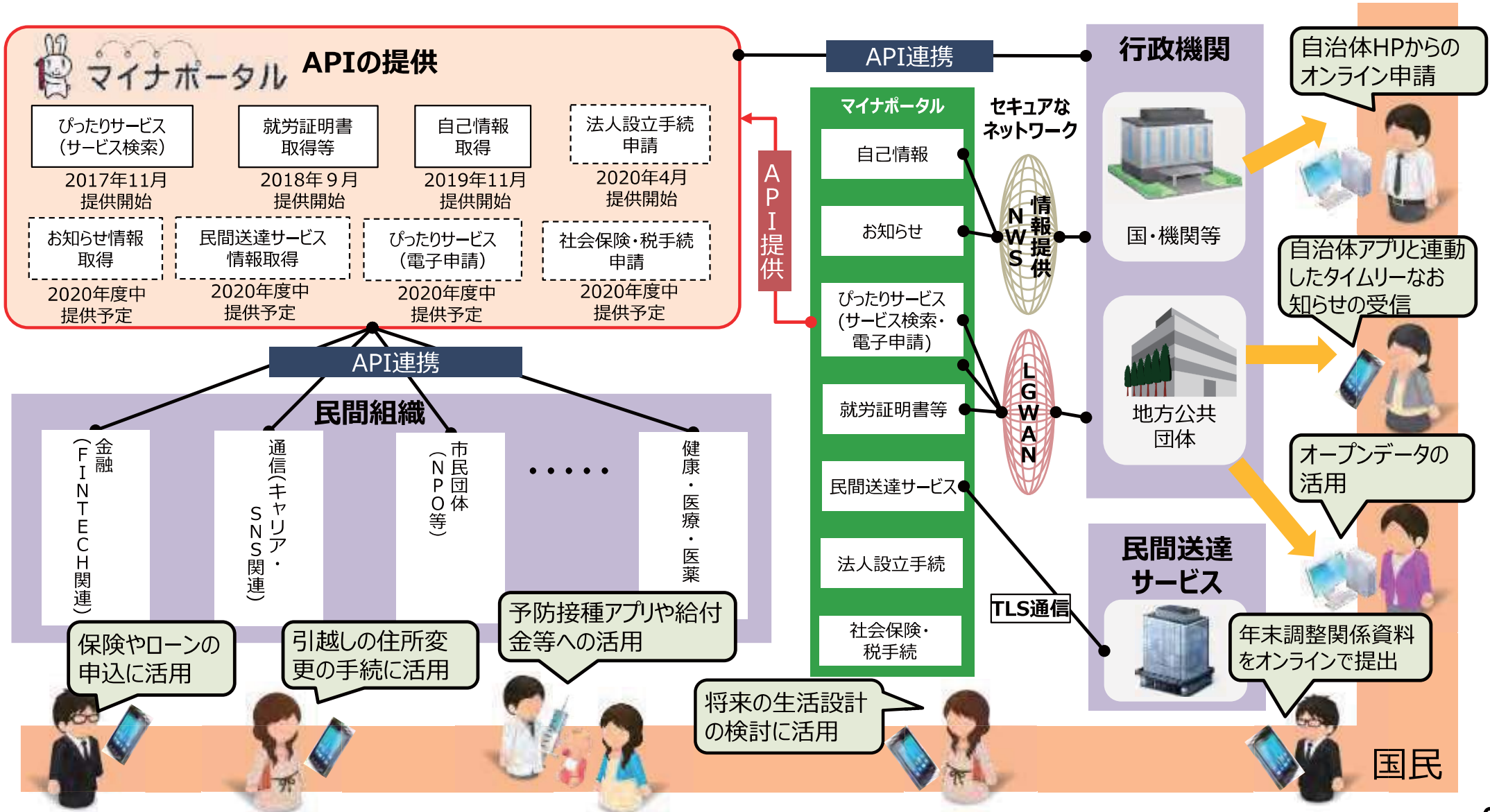
法人設立登記後の申請手続

- ＜税務署＞
 - ・法人設立届出書
- ＜都道府県／市区町村＞
 - ・法人設立設置・届出書
- ＜年金事務所＞
 - ・健康保険／厚生年金保険
新規適用届
- ＜労働基準監督署＞
 - ・労働保険関係成立届
- ＜ハローワーク＞
 - ・雇用保険適用事業所設置届 他

マイナポータルAPI提供について

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。

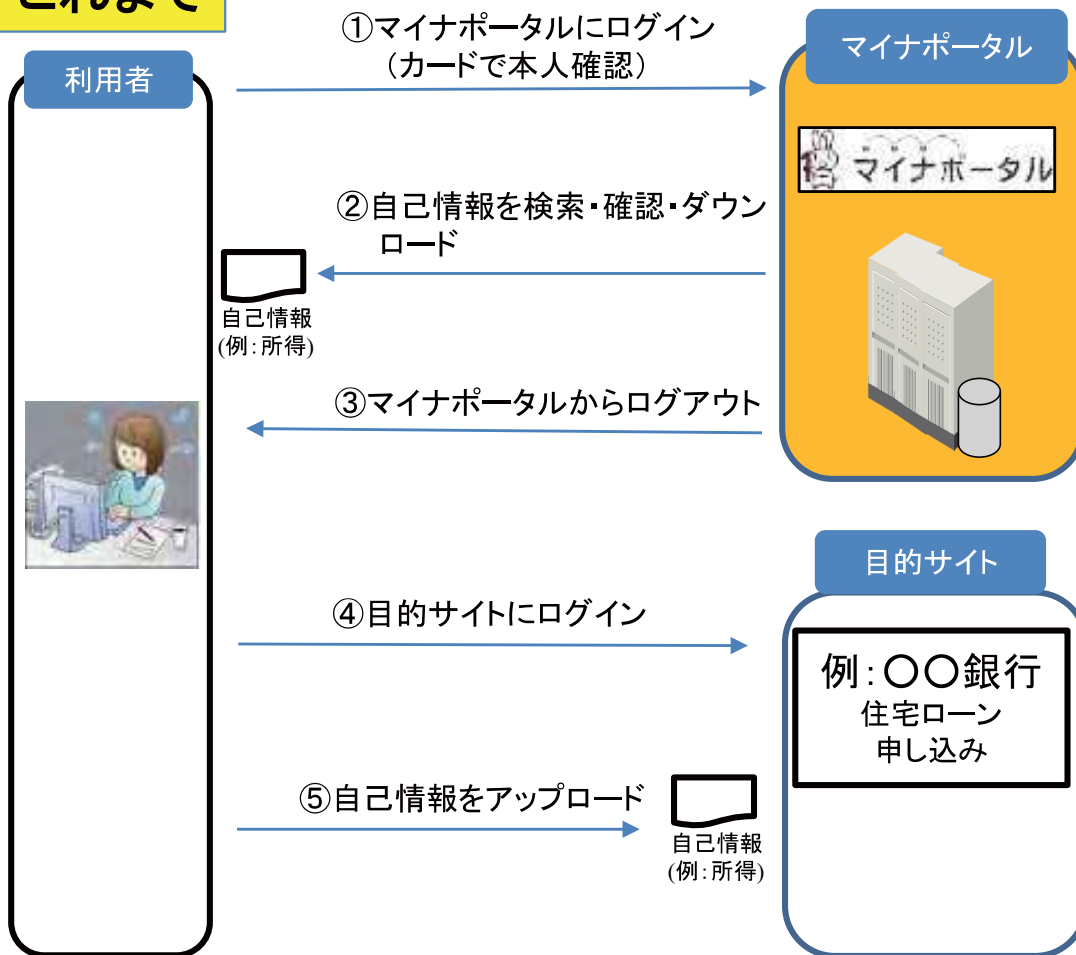
※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。



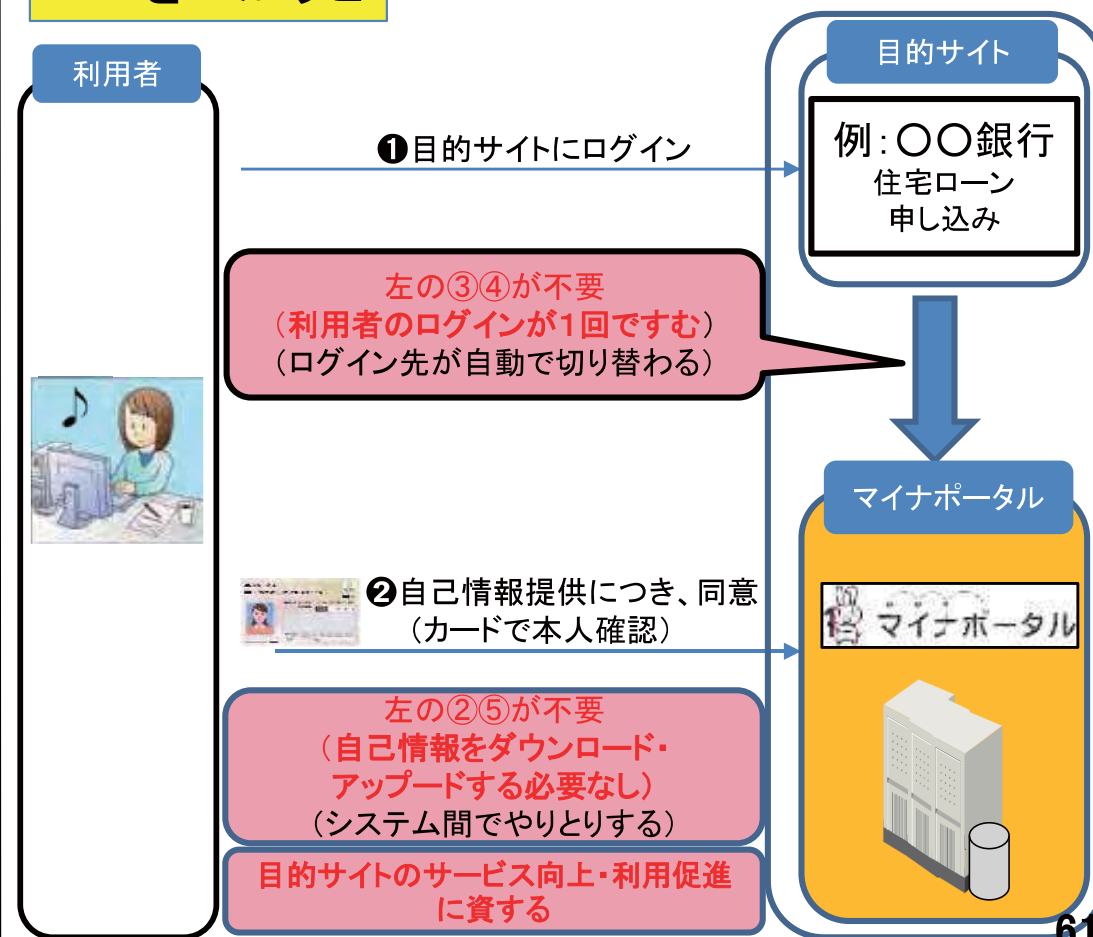
マイナポータル「自己情報取得API」の提供開始について

- マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。その一つに、「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」がある。
- 今般、国民が負担なく、自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう、機能を拡充し、「自己情報取得API」として、提供。
- 民間事業者や国・地方公共団体など、様々なWebサービス提供者は、このAPIを活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、利用者に負担をかけることなく取得することが可能となる。

これまで



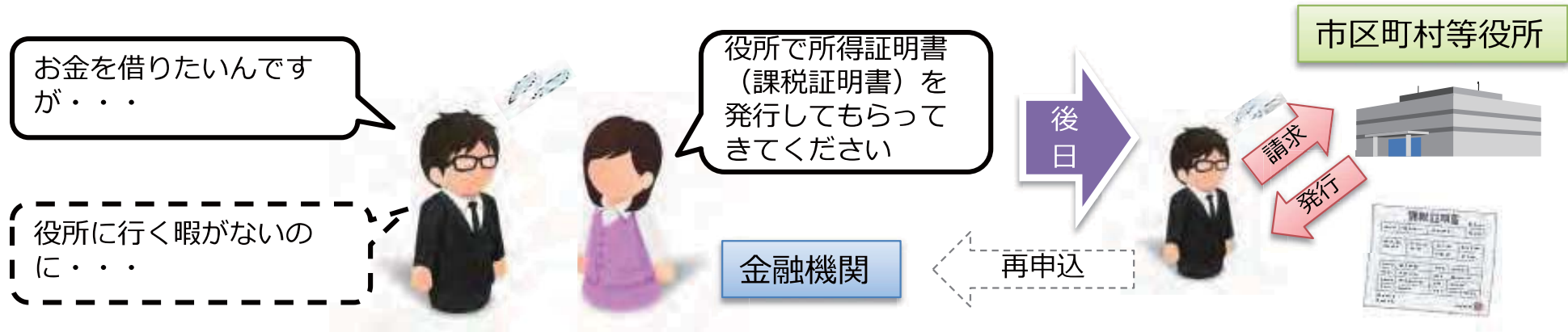
APIをつかうと



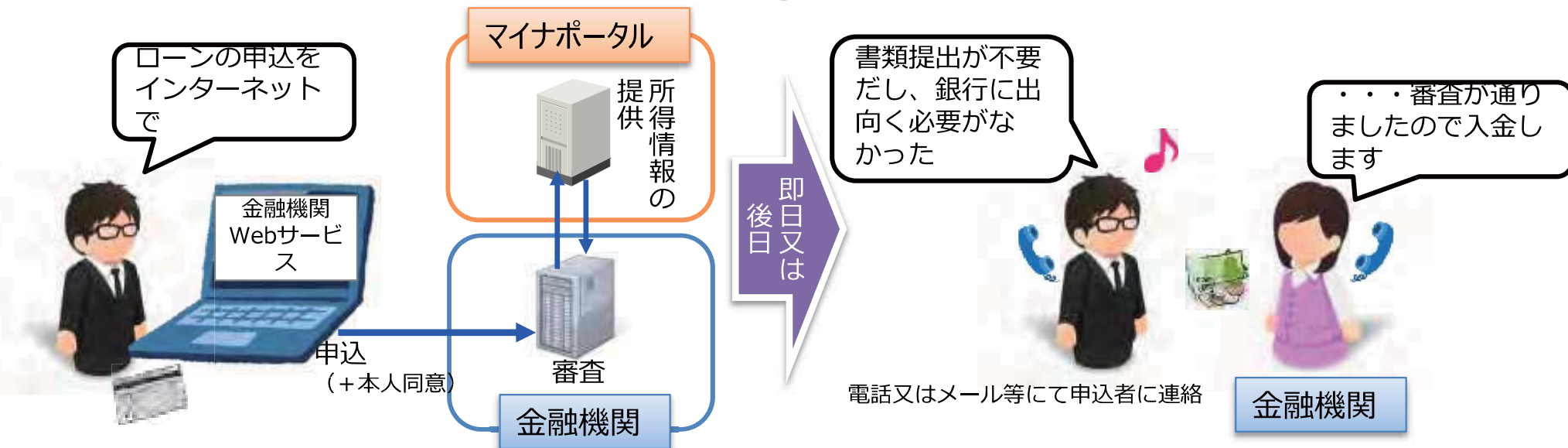
APIの利用イメージ：ローン契約が簡単かつスピーディーに

ローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得することで、ローンの審査をスムーズに進めることが可能。

現状



API利用



5. 法人番号





法人番号の制度概要（指定・通知・公表）について説明します。

指定

①～④については、特段の
手続を要することなく、
法人番号が指定されます。



- ・ 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④税法上特定の届出書を提出することとされている①～③以外の法人又は人格のない社団等に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出るにより法人番号の指定を受けることができます。

ポイント！ 1 法人に1 番号のみ

通知

- ・ 法人番号を指定した法人及び人格のない社団等に、法人番号指定通知書を送付します。
- ・ 新規に設立登記をした法人には、原則、設立登記完了日の2 稼働日後に発送します。



ポイント！

登記上の所在地に通知書をお届け

公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて、指定後速やかに、公表します。



ポイント！

法人番号はどなたでも自由に利用可能



法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能(システム間連携インタフェース)



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、
タブレット、スマートフォン
からも利用可能



社会保障・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

検索方法について調べたい場合は、次の「ご利用方法について」をタップしてください。

⑤ ご利用方法について

法人番号で
法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号 13桁 半角数字

1234567890123

検索

0桁

複数の法人番号をまとめて検索したい場合は、次の「法人番号をまとめて検索する」をタップしてください。

⑥ 法人番号をまとめて検索する

検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 日次の更新情報
- データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

※ 画面は令和2年2月末現在のものです。

行政機関における利活用 ～公開情報への法人番号の併記～

～平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます～

概要

- ・ 目的：法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める
- ・ 対象者：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体
- ・ 対象：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報
(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

併記方法

- ・ 表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加します。
※ 列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載します。

(例) ○○に関する指定法人一覧

<Before>

No.	団体名	所在地	電話番号
1	株式会社○○	東京都千代田区○○	03-○○
2	...	...	...



<After>

No.	団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社○○	1234567890123	東京都千代田区○○	03-○○
2	...	...	...	...

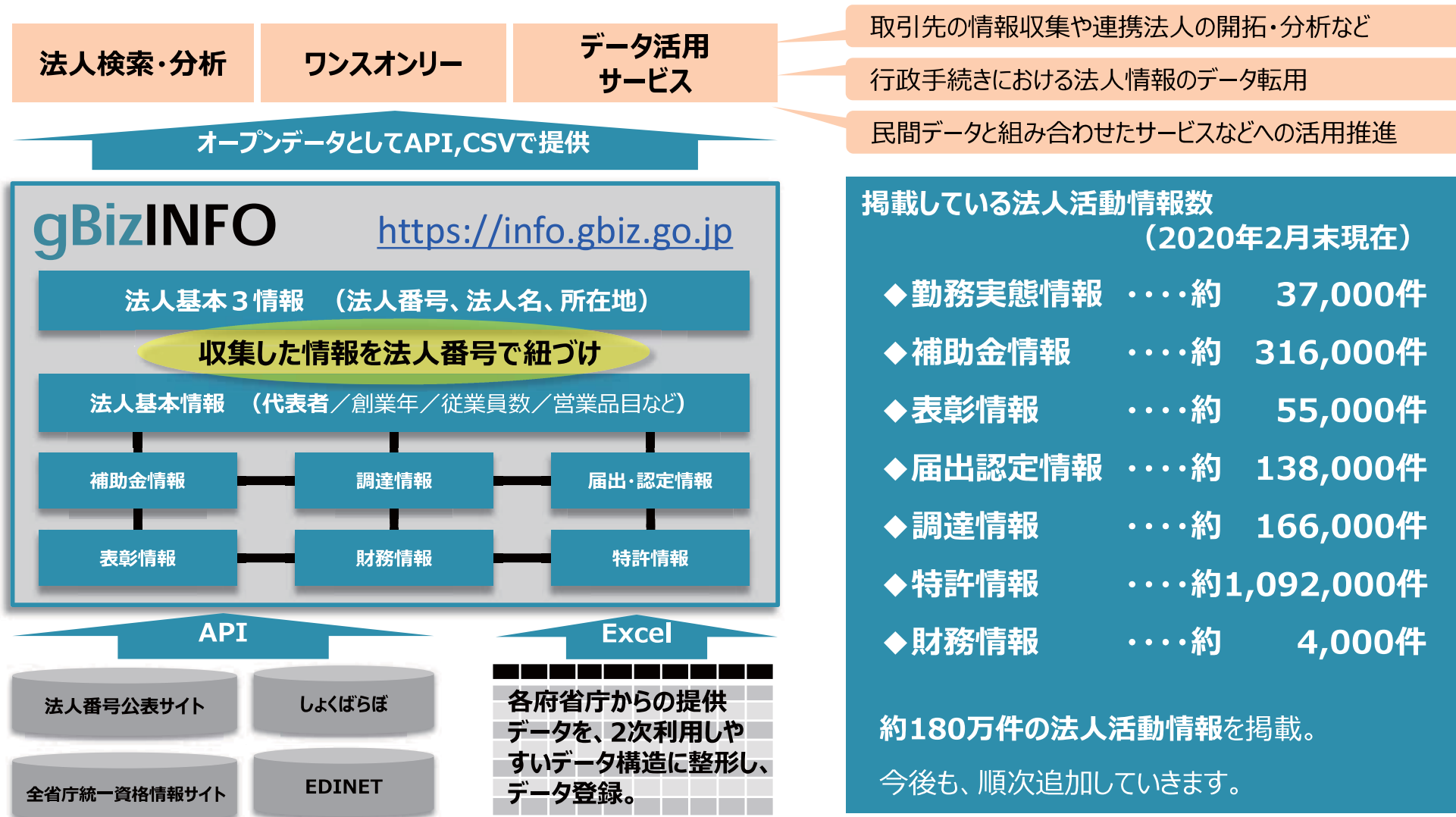
- ・ 文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所が続いて法人番号を記載する。

(例) 文中に併記する場合

○○法違反に係る措置命令の実施

○○省は○○に違反して○○を行った、株式会社○○(法人番号 1234567890123)に対して、○○の規定に基づき措置命令を行いました。

- 政府が保有する法人情報の利用促進を目的に、法人番号を共通コードとしたオープンデータサイトとして、2017年1月に運用開始。(旧法人インフォメーション 2020年3月にGBizインフォにリニューアル)
- 各府省庁のHP等で公表されている法人活動情報（補助金・委託契約の実績、一部の許認可・表彰等情報）を各府省より収集し、「法人番号」「法人名」「所在地」「資本金」などによる法人検索が可能。



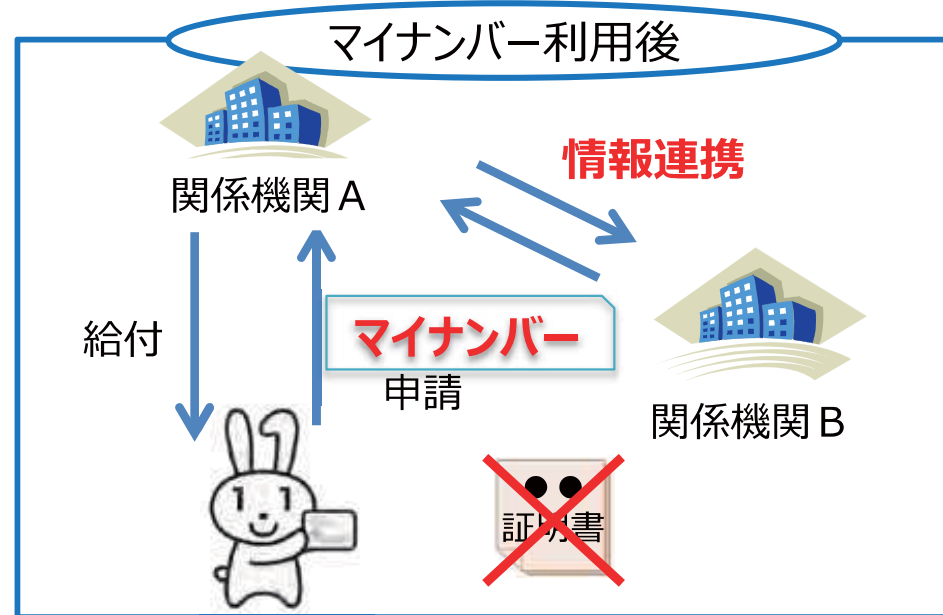
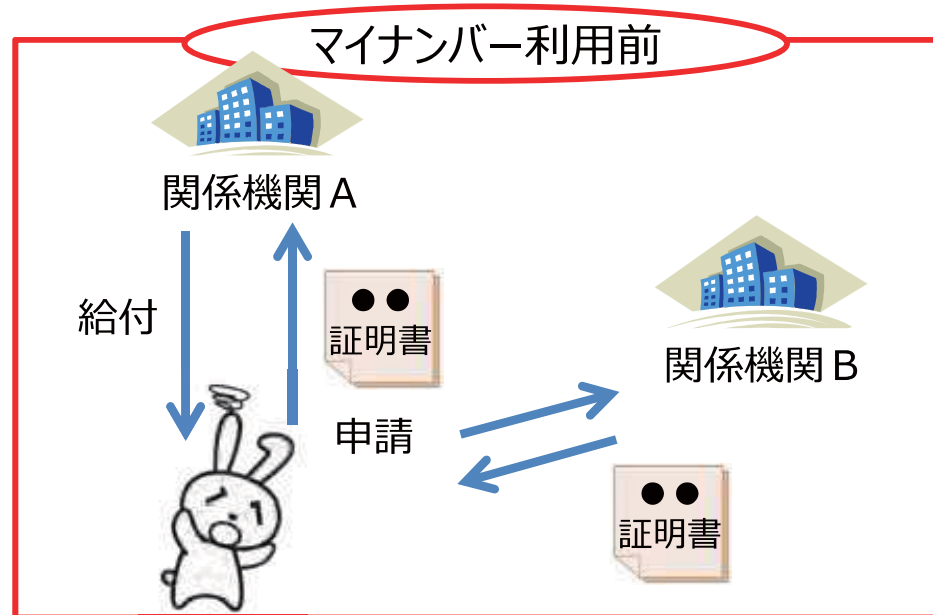
6. 參考資料



◆ どうしてマイナンバーは必要なんですか？

マイナンバー制度は、**公平・公正な社会の基盤（インフラ）**として、将来の世代に社会保障制度を引き継いでいくために導入するものです。

- 国民の利便性の向上～面倒な行政手続がカンタンに！
～添付書類の削減などができるようになります。
- 行政の効率化～手続をムダなく正確に！
～手続業務に係る時間や労力が大幅に削減されます。
- 公平・公正な社会の実現～給付金などの不正受給の防止
～所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。
本当に困っている方に、きめ細かな支援を行うことができます。



◆ マイナンバーとマイナンバーカードは違うんですか？

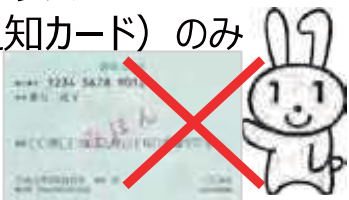
○ マイナンバー（個人番号）

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- **マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限り利用されます。**
それ以外にマイナンバーを使って個人情報扱うことはできません。
- **マイナンバー（通知カード）だけでは本人確認はできません。**

○ マイナンバーカード（個人番号カード）

- 個人の申請により交付されるカードです。
- **顔写真が付いているので、本人確認に利用することができます。**
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能（電子証明書）を搭載しています。
 - **電子証明書の利用の際には暗証番号が必要です。**
 - **電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しない**ため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。

マイナンバー
（通知カード）のみ



本人確認不可

マイナンバーカード



顔写真でなりすまし防止

マイナンバーカード



顔写真で本人確認

マイナンバーカードでオンライン申請



電子証明書 + 暗証番号で
本人確認

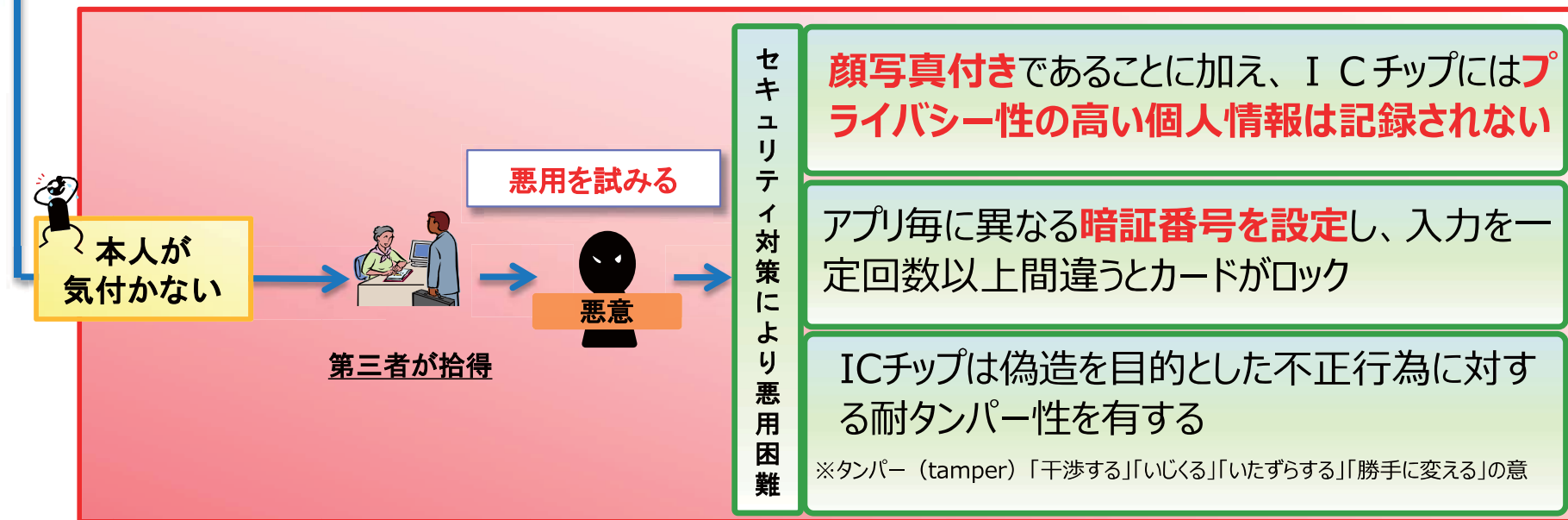
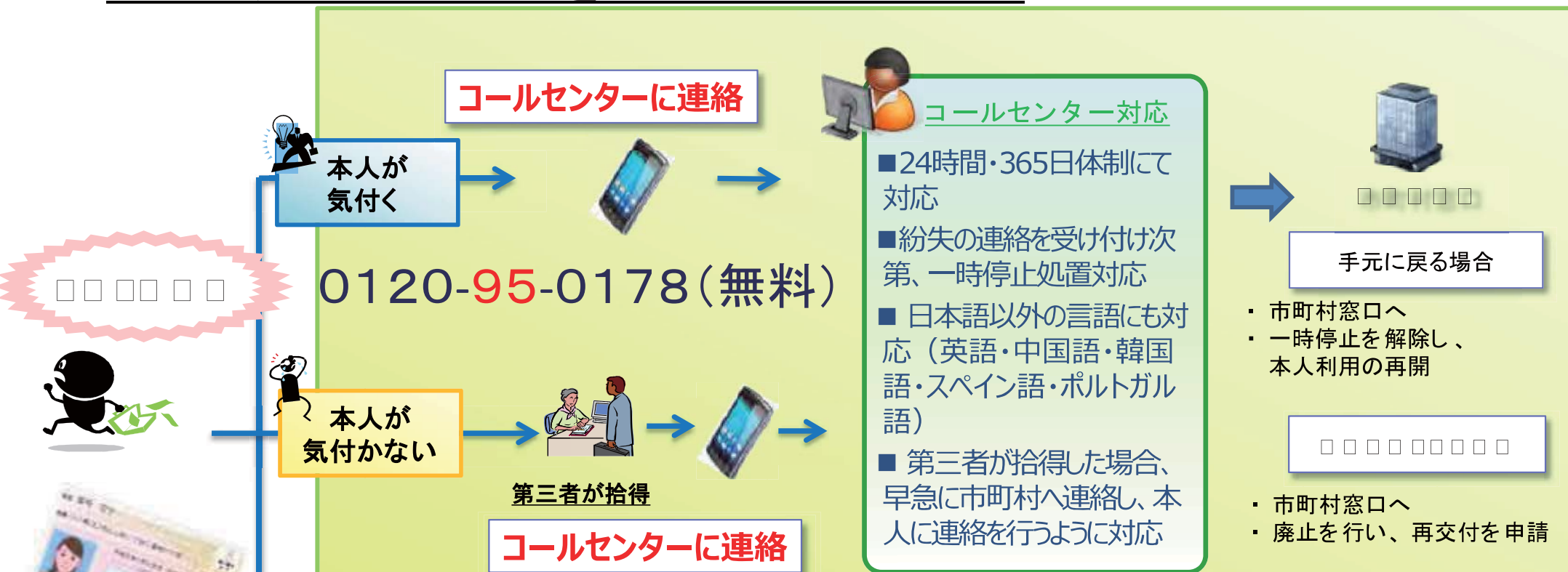
◆マイナンバーカードを持つメリットは何ですか？

マイナンバーカードは顔写真が付いており、身分証として使えます。
ICチップの機能はマイナンバーを使わないので、民間企業のビジネスなど、幅広い分野で活用されています。

- マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚でできます。
- **住民票の写し、印鑑証明書、戸籍証明書などをコンビニで取得できます。**
- 「マイナポータル」にログインできます。
マイナポータルを通じて、予防接種や乳幼児健診のお知らせなどの行政サービスのお知らせがオンラインで届いたり、児童手当や保育園入所の申請などの子育てをはじめとする手続きがオンラインでできるようになります。
- 金融口座の開設、携帯電話の契約、住宅ローンの契約など、**マイナンバーカードがあればオンラインで本人確認ができる民間企業のサービスも広がっています。**
- 2021年3月から**健康保険証として利用ができるようになります。**
- 発行手数料は無料です。



◆マイナンバーカードをなくしてしまったら？



◆マイナンバーカードを持つと個人情報丸裸になりませんか？

マイナンバーカードで個人情報を名寄せして管理されることはありません。

また、様々なセキュリティ対策により、マイナンバーカードを紛失しても他人が悪用するのは困難な仕組みとなっています。

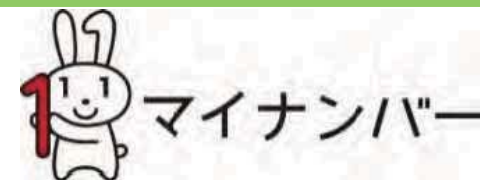
- マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
- 個人情報は各行政機関等に分散して管理されており、マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。
- ICチップの利用には設定したパスワードが必要です。
- 情報の不正な読み取りや、偽造ができないよう対策が施されています。
- マイナンバーカードを紛失しても、365日・24時間、コールセンターが対応し、マイナンバーカードの機能を停止することができます。

- マイナンバーカード（ICチップ）に記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、③市町村が条例で定めた事項等、に限られます。

- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されません。



マイナンバー総合フリーダイヤル



「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

 **0120-95-0178** (無料) マイナンバー

※間違い電話が増えています。お掛け間違えのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 0120-0178-27